議案第2号

上水道布設第5期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正について

上水道布設第5期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

上水道布設第5期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正

上水道布設第5期拡張事業等に係る繰出しについて(平成4年議案第2号議決)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 改 正 後 (繰出率) 2 構成団体の繰出率は次のとおりとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 前 2 号に掲げるものを除く拡張事業費、水源開発事業費及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金 神戸市 100分の59.50 尼崎市 100分の 4.44 | 改 正 前 (繰出率) 2 構成団体の繰出率は次のとおりとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 前 2 号に掲げるものを除く拡張事業費、水源開発事業費及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金 神戸市 100分の60.37 尼崎市 100分の 4.76 |
| 尼崎市 100分の 4.44 西宮市 100分の23.63 芦屋市 100分の 8.50 宝塚市 100分の 2.65 明石市 100分の 1.28 | 尼崎市 100分の 4.76 西宮市 100分の23.89 芦屋市 100分の 8.56 宝塚市 100分の 2.42 |
| 備考 | |

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附則

(施行期日)

1 この議決は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日 から施行する。

(経過規定)

2 改正前の上水道布設第5期拡張事業等に係る繰出しについて第2項第3号に基づく令和6年度の構成団体の繰出率については、次のとおりとする。

神戸市 100分の60.24

尼崎市 100分の 4.71

西宮市 100分の23.85

芦屋市 100分の 8.55

宝塚市 100分の 2.65

(理由)

令和6年度の配分水量の調整による水量変更及び令和7年度から明石市が阪神水道企業 団を組織する市として加入することに伴い、所要の改正を行うものである。